

会員申込に係る Q&A

一般社団法人 京都スマートシティ推進協議会

Q 1. 申込みの代表者は企業・団体等の代表者に限りますか。

A 1. 会員申込みの際の、代表者は各企業・団体様に委任させていただきます。
必ず企業・団体等の代表者（代表取締役や理事長等）である必要はありません。

Q 2. グループ会社や子会社については、それぞれで入会が必要でしょうか。

A 2. 企業会員様につきましては、申込みは法人単位となります。
データや機密情報の秘匿等の義務を会員が受けることを前提に情報開示等を行うため、御理解・御了承いただきますようお願いいたします。

Q 3. 会社概要の添付は必須ですか。

A 3. 会社概要は、会員区分等を確認させていただく資料として提出をお願いしております。ホームページ等で確認できる場合は、申込書の URL を御記載ください。
会員区分等が確認できない場合は、別途、担当者様に確認させていただくこともございますので御承知おきください。

Q 4. 申込み後の年会費の支払スケジュール等はどの様な形ですか。

A 4. 会員申込をいただいた企業・団体様の情報を確認させていただき、入金依頼（請求書）を発行させていただきます。振込期限は請求書発行から概ね 1 月以内の時期をとさせていただきます。御案内させていただく請求期限が社内処理に間に合わない場合は、別途事務局まで御連絡ください。

Q 5. 入会後の参加に人数制限はありますか。（例えば、会によって興味のある者が異なる場合、別の担当者も加わって複数名で参加することは可能でしょうか。）

A 5. 人数制限はありません。加入（年会費）は法人単位となります。ただし、個人ごとに会費を徴収するイベント等の場合は、参加人数によって御負担に変動がありますので御承知おきください。

Q 6. 入会した場合、特に何かをしないといけない義務的なことは発生しますか。

A 6. 何かをしないといけないという義務は発生しません。

Q 7. 「個人事業主」の会員区分はどうなりますか。

A 7. 中小企業基本法第 2 条第 1 項（中小企業者の範囲及び用語の定義）で、その対象は、「会社及び個人」となっており、個人も含まれます。

Q 8. 「医療施設」の会員区分はどうなりますか。

A 8. 医療施設については、以下のとおり企業区分を判定します。

① 開設者による判定

国、公的医療機関、社会保険関係団体等の場合：特別会員

医療法人又は個人：企業会員

② 医療法人又は個人開業の場合

中小企業・小規模企業の大義は、中小企業基本法第2条の範囲に従う。

→ 業種分類は「サービス業」で判定してください。